

(案)

久御山町

人権教育・啓発推進計画(第3次)

目 次

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の動き	3
4 久御山町の取組	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の目標及び性格等	5
3 人権教育・啓発推進計画に関する意識調査	6
4 人権教育・啓発の推進に関する基本方針	7
第3章 人権問題の現状等	9
1 部落差別(同和問題)	10
2 女性の人権	11
3 子どもの人権	12
4 高齢者の人権	14
5 障害のある人の人権	15
6 外国籍の人の人権	16
7 性的マイノリティの人々の人権	17
8 感染症等患者の人権	18
9 様々な人権問題	19
10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	22
第4章 人権教育・啓発の推進	25
1 計画の推進	25
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	26
3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	30
4 指導者の養成	33
5 人権教育・啓発資料等の整備	33
6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	33
○ 資 料	35

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948(昭和 23)年第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されるとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置や人権関係諸条約の監視機関の設置など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた積極的な活動が展開されてきました。

特に、1994(平成6)年第 49 回総会では、「人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要である」という国際的な共通認識のもと、1995(平成7)年から 2004(平成 16)年までの「人権教育のための国連 10 年」の取組により人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など様々な取組が推進されてきました。

国連では、2006(平成 18)年に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されたほか、「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が 2004(平成 16)年 12 月の第59回国連総会において採択されました。その後、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」(2005(平成 17)年～2009(平成 21)年)、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」(2010(平成 22)年～2014(平成 26)年)、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた「第3フェーズ行動計画」(2015(平成 27)年～2019(平成 31)年)に基づく取組が推進されました。また、2019(令和元)年9月には、青少年のための人権教育がテーマの「第4フェーズ行動計画」(2020(令和2)年～2024(令和6)年)が採択されました。

2015(平成 27)年9月には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全世界が 2030(令和 12)年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められています。

2 国内の動向

国においては、国連で採択された国際人権規約や子どもの権利条約をはじめ、人権に関する条約に批准するなど、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

人権尊重の国際的な潮流を受けて、1996(平成8)年に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」が制定されるなど、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、1997(平成9)年7月には、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連10年」などの趣旨に基づき、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、2000(平成12)年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が明記されました。

2002(平成14)年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。2025(令和7)年には「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

また、2016(平成28)年4月には、障害を理由とする差別の禁止や行政機関や事業者に障害者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、6月に日本以外の国や地域の出身であることを理由に不当な差別的言動が行われることは許されないとして、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が、12月には、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が相次いで施行されました。

さらに、2019(令和元)年5月に、アイヌの人々に対する差別の禁止等を定めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行、2020(令和2)年10月には、「ビジネスと人権に関する行動計画(2020~2025)」が策定され、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

2020(令和2)年から新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、2021(令和3)年2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、2023(令和5)年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないことなどが明記されました。

2023(令和5)年4月に、「こども家庭庁」の発足と同時に、子どもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」が施行されました。

また、2024(令和6)年4月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える

女性に対する支援体制の整備を進めていくため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されました。

3 京都府の動き

京都府においては 1999(平成 11)年3月に「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」が策定され、人権教育・啓発のためのさまざまな取組が展開されてきました。また、2005(平成 17)年1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

世界人権宣言採択から 65 周年にあたる 2013(平成 25)年 11 月には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者による「世界人権宣言 65 周年京都アピール」が発表されるなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

2016(平成 28)年1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対するため、2021(令和3)年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」が策定されました。

また、2025(令和7)年4月には、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた条例「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が施行されました。

4 久御山町の取組

本町では、町の最上位計画である「久御山町総合計画」において、人権の尊重を重要施策と位置づけ、すべての人が人権を尊重する社会を築いていくため、平和教育、人権教育・啓発に取り組んできました。

「人権教育のための国連 10 年」に合わせて住民の人権意識を高め、人権文化を確立するため、人権教育・啓発の基本的指針として 2001(平成 13)年に「人権教育のための国連 10 年久御山町行動計画」(以下、「久御山町行動計画」という。)を策定しました。その後、「久御山町行動計画」を継承・発展させるため、2006(平成 18)年に「久御山町人権教育・啓発推進計画」を策定して、人権教育・啓発にかかる施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人の人権など、さまざまな人権問題が存在し、さらに、ヘイトスピーチの問題や、インターネットによる差別的な書き込みなど、人権問題

は多様化・複雑化してきたことを踏まえ、第1次計画を継承・発展させ、引き続き総合的・計画的に進めることができるよう、2016(平成 28)年に「久御山町人権教育・啓発推進計画(第2次)(以下、「第2次計画」という。)」を策定しました。

以後、本町では、職員の人権意識を高める研修の実施や、学校等における児童生徒への研修、住民、民間団体、企業、役場合同の人権啓発研修会の実施など人権施策を実施してきました。

また、山城地域の行政機関と民間団体・企業が、人権啓発等の取組を連携して推進する必要があるとの考え方から、2008(平成 20)年に「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)」が設立され、広域的な人権啓発ネットワークの推進にも取り組んできました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

あらゆる人権問題の理解、解決に向けて施策を推進すべく、住民の人権意識を高め、人権文化を確立するために策定した第2次計画の策定から10年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応するため法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

様々な人権問題に対する法整備が進められてきましたが、所得格差の拡大による貧困問題などの社会的要因を背景とした人権問題の深刻化、インターネットによる人権侵害、様々な分野にまたがる複合的な人権問題も多く発生しています。

また、急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、医療従事者等への差別が発生したことや、児童虐待、DVの増加、非正規雇用労働者等の雇い止めなどの状況を発生させ、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けた状況となり、平時における人権啓発の重要性を再認識することとなりました。

こうした状況の中、「久御山町人権教育・啓発推進計画(第2次)」が2025(令和7)年度で計画期間を満了するため、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「久御山町人権教育・啓発推進計画(第3次)」を策定するものです。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

この計画は、第2次計画を継承・発展させ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々が人権教育・啓発に参加することにより住民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標とします。人権について学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を本町において構築することを目標とします。人権という普遍的な文化が根づいた社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活にまで浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

(2) 計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもので、第2次計画の後継計画にあたります。

(3) 計画の目標年次

この計画の目標年次は、2035(令和17)年度とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 人権教育・啓発推進計画に関する意識調査

本計画の策定に先立ち、住民の人権問題に関する意識や人権教育・啓発施策などについての意見などを把握するために、「人権教育・啓発推進計画に関する意識調査」(以下、「今回調査」という。)を実施しました。

●今回調査の実施概要

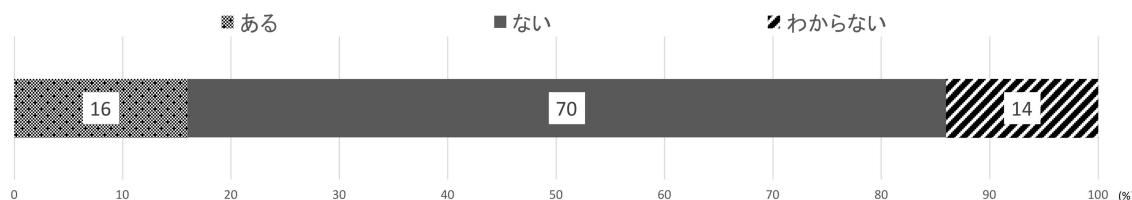
調査対象	町内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した 1,500人
調査方法	郵送による配布・回収、またはWEBによる回答
調査期間	2025(令和7)年6月30日～7月31日
回収結果	有効回収数:311件 有効回収率:20.7%

過去5年間で受けた人権侵害については、「人権侵害を受けたと感じたことはない」が70%と高くなっていますが、人権侵害を受けたと感じた人の中では、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」を56%の人が受けたと感じ、次いで「パワーハラスメント」を受けたと感じた人が46%となっています。

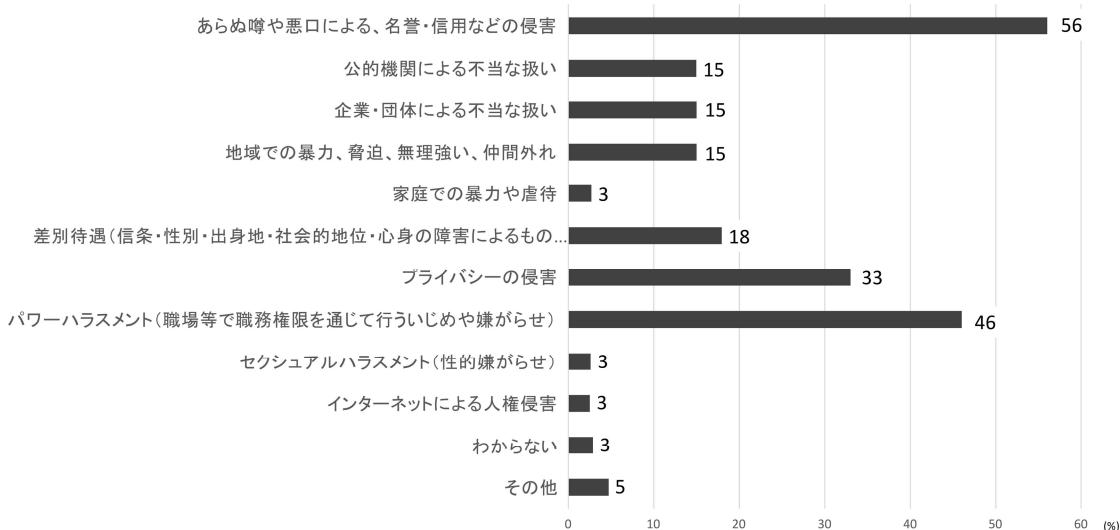
人権侵害を受けたときの対応としては、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が56%で最も多く、「なにもしないでそのままにした」が41%となっています。

全ての住民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくために、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう、教育・啓発活動に取り組むとともに、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、関係機関とも連携しながら、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進していくことが求められています。

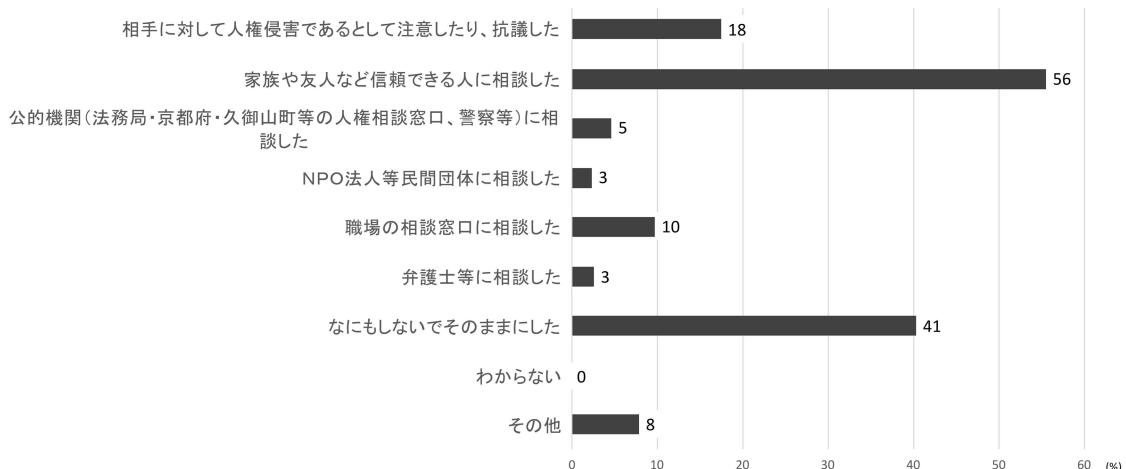
【過去5年間に人権を侵害されたと感じたことがあるか】



【どのような人権侵害だったか】



【人権を侵害されたときの対応】



4 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた第2次計画の取組の成果を踏まえ、次の点に留意して引き続き推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることが、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひと

りの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができます。一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるような取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間體などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要と考え、取組の中に取り入れていきます。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

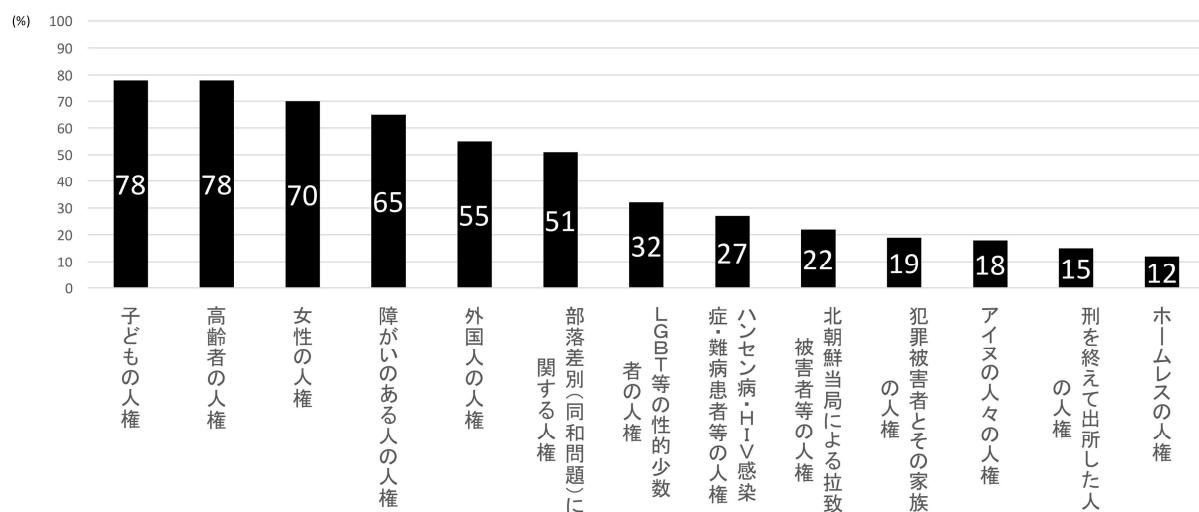
また、少子高齢化、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティへの偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していく様にするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、部落差別(同和問題)や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、国・京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【それぞれの人権が尊重されていると思うか】



1 部落差別(同和問題)

(現状と課題)

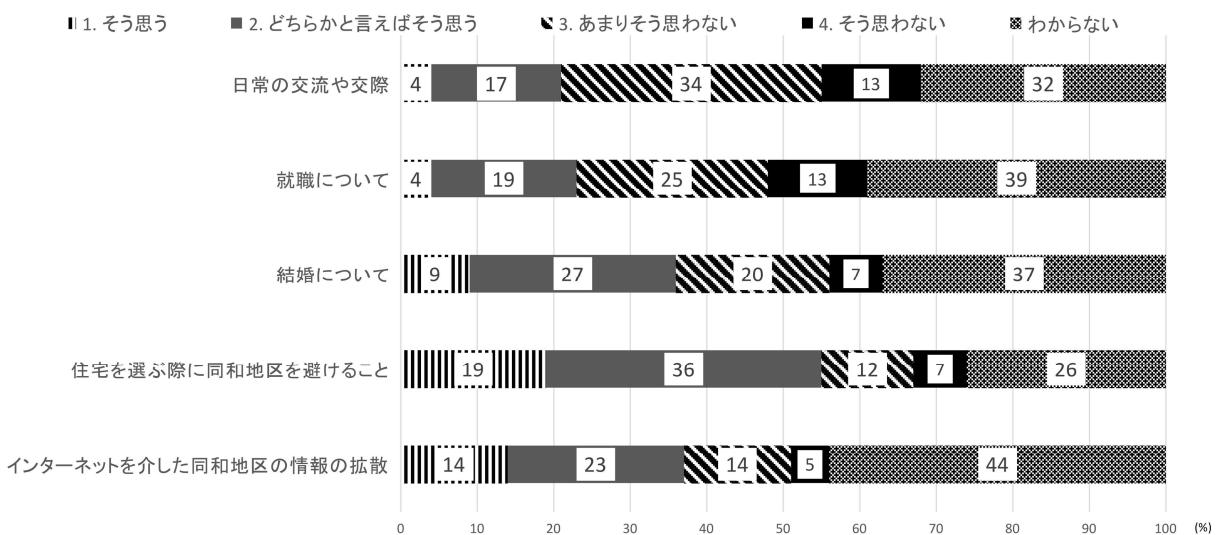
国は、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受けて、1969(昭和44)年に同和対策事業特別措置法を施行し、以後二度にわたり制定された特別措置法に基づき33年間、同和問題の解決に向けて関係施策を推進してきました。

本町では、部落差別(同和問題)が広範な地域にかかる人的問題でもあることから、啓発事業に努めてきたところであり、住民はもとより、本町の特徴である数多くの企業、行政関係団体に対して啓発事業を実施するとともに、町職員にもあらゆる機会を通じて研修を実施しています。

しかし、結婚に関わる問題や、住宅購入の際に同和地区への忌避意識などが依然として存在しており、こうした心理面での課題が、土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書き込みなどで顕在化しているものと考えられます。こうしたことから、引き続き部落差別(同和問題)の早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。

今回調査で、被差別部落(同和地区)の人びとに対する差別があると感じることは、「住宅を選ぶ際に同和地区を避けること」が55%と最も高く、次いで「インターネットを介した同和地区の情報の拡散」が37%となっています。

【被差別部落(同和地区)の人びとに対する差別は、現在もあると思うか】



(今後の取組の方向)

○部落差別(同和問題)解消の必要性に対する理解を深める啓発の推進

同和問題に関する正しい理解を深め、人権教育及び人権啓発を継続的に推進します。

○人権相談や生活相談の充実

差別や嫌がらせ等に対し、人権侵害を受けた人の救済及び問題解決に向けて、人権擁護委員による人権相談、各種相談事業及び関係団体等と連携した相談体制を充実させます。

2 女性の人権

(現状と課題)

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

本町では、2003(平成15)年に「久御山町男女共同参画プラン」を策定し、2004(平成16)年に久御山町男女共同参画都市宣言を行いました。2023(令和5)年には、「久御山町第3次男女共同参画プラン」を策定し、人権尊重の視点に立った男女平等の社会の形成に向けて、男女共同参画フォーラムやセミナーの開催・女性の相談事業等積極的な取組を進めてきました。

家庭・職場・地域へのジェンダー平等への理解に向けた啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会へつなげていくことが必要です。
また、DVやセクシュアルハラスメント等を防止するため、引き続き関係機関と連携し、人権教育・啓発の取組を一層推進していくことが必要です。

(今後の取組の方向)

○男女共同参画の意識づくり

住民一人ひとりが性別で差別されることなく、個性と能力を発揮しながらさまざまな場面に参画できるよう、男女共同参画の重要性について住民の理解を深める取組を推進します。

○配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発

暴力の根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、相談や一時保護、自立支援等の被害者支援に取り組みます。

また、元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為(リベンジポルノ)やストーカー行為(つきまとい)等についても、人権教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努め、警察など関係機関と連携して被害者への支援に努めます。

○職場における暴力やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発

企業等におけるセクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発を通して防止に努めます。

3 子どもの人権

(現状と課題)

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任)は増加傾向にあり、いじめ・体罰についても、依然として深刻な状況にあります。また、インターネット上の有害情報の氾濫や、SNSでのいじめなど、新たな形態で子どもが被害者や加害者になる事態も生じるとともに、児童買春・児童ポルノ・性被害など子どもに関わる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

本町では、「こども基本法」に基づく「久御山町こども計画」を2025(令和7)年3月に策定し、子どもの人権を守る取組を進めています。

子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが重要です。

また、児童虐待、いじめ、ヤングケアラーや子どもの貧困問題などの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てるという気運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。

(今後の取組の方向)

○人権教育・啓発の推進

子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していく環境づくりを推進します。

子どもがその年齢および発達の程度に応じて、自己に直接関係することについて意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。

○児童虐待について、関係機関等が連携した取組を推進

子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

児童虐待の要因の一つである子育て家庭の孤立化や子育ての負担感を少なくするため、地域社会全体で子育てをする気運の醸成に努めます。

○いじめ防止対策の推進

児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実とともに、久御山町いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組みます。

いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、家庭・学校・地域が連携した取組の充実を図ります。

○ヤングケアラーや子どもの貧困問題への対策の推進

ヤングケアラーについて、認知度向上に向けた当事者や社会全体への広報啓発や、相談を支援につなげるための仕組みづくりを推進します。

学校と福祉関係機関が連携・協働し、総合的な取組を推進します。

4 高齢者の人権

(現状と課題)

高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って安心して暮らしていくためには、その能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進、その人の状態に応じた、自立と尊厳を支えるサービスが受けられる体制づくり、地域住民の力を活かした支え合いのしくみづくりが重要です。

本町では、2024(令和6)年3月に、ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまちを目指して「久御山町第10次高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が地域社会で孤立することなく地域住民の温かなふれあいや支え合いの中で、身近な地域で安心・安全に暮らせる環境づくりを進めてきました。

また、高齢者の虐待防止や早期発見に取り組むとともに、高齢者の尊厳の確保を図る取組を久御山町地域包括支援センターや久御山町社会福祉協議会と連携しながら進めてきました。

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育の取組を進めるとともに、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが必要です。さらに、認知症への正しい理解を広げるとともに、関係機関、地域住民などと連携し、地域全体で見守り支え合える体制づくりが必要です。

(今後の取組の方向)

○高齢者の人権への理解を深めるための啓発

住民一人ひとりが互いに助け合い、支え合いながら安心して暮らせる体制づくりの推進に努め、高齢者の権利擁護に取り組みます。

○高齢者虐待防止のための取組

高齢者虐待防止の取組や成年後見制度の周知を図るとともに、緊急時の措置体制・連携体制を強化します。

○高齢者の雇用や社会参加の推進

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

○認知症に関する理解を深めるための啓発

誰もが住み慣れたまちで家族や地域の人に囲まれて、よりよく生きていけるよう、認知症への正しい理解を広げるための啓発に努めます。

5 障害のある人の人権

(現状と課題)

障害の有無に関わらず、全ての人が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。

本町では、2021年(令和3)年3月に「久御山町第4次障害者基本計画」を策定し、障害のある人がライフステージのすべての段階において障害の有無に関わらず住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた啓発パンフレットの全戸配付や研修会などの施策を引き続き積極的に進めてきました。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に、精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないことから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も依然として残っていることから、引き続き、虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援が重要となっています。

(今後の取組の方向)

○障害者の人権への理解を深める啓発

障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、正しい知識の普及や啓発を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図ります。

障害のある人とない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

働きたい障害者が心身の状態に合わせて働けるように就労の支援を図ります。

町政に声を届けるのが難しい障害者の意見・要望等を反映していくため、障がい者が町政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

6 外国籍の人の人権

(現状と課題)

久御山町の外国籍の人口は年々増加し、令和7年9月末時点で1252人が在住しています。国籍別に見るとベトナム人が約半数を占め、次いでタイ、中国とアジア圏が多く占めています。町内には企業が多く、そこで就業する外国籍の人が多いことが要因であると考えられます。

今後も我が国の生産年齢人口の高齢化と経済のグローバル化により外国籍の人は増加していくことが予想されます。新たに、日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送るうえで様々な問題が発生することが指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

さらには、特定の外国籍の人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆる「ヘイトスピーチ」の問題がインターネット上で後を絶たず、多様化している現状です。

今後も国籍や文化の違いに関わらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができるように多文化共生社会の実現や、異文化を認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていくことが必要となっています。

(今後の取組の方向)

○異文化理解・多文化共生社会実現のための教育・啓発

相互理解の促進のために、交流イベント等を通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの尊重する開かれた地域社会を目指します。

- 在住外国籍の人に対する正しい理解のための啓発や学習機会の拡充に努めます。

○外国籍の人への情報提供と事業主への啓発

在住外国籍の人へ配慮した各種情報の多言語化での発信や相談体制の整備・啓発に努めます。

国籍の人を雇用する事業主に対して、適正な雇用及び労働環境の整備促進に向けて広報・啓発を行います。

○ヘイトスピーチ防止への理解を促進するための啓発の推進

外国につながりのある人等への偏見や差別に基づく不当な言動を許さない社会環境づくりを推進するため、国・府等と連携して、正しい理解や認識を深めるための啓発活動や、ヘイトスピーチの解消に資する啓発活動を推進します。

7 性的マイノリティの人々の人権

(現状と課題)

性的マイノリティは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため社会生活に支障が生じる性同一障害や、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称で、LGBTQ+とも呼ばれています。また、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉としてSOGIという呼称も使われています。

性的マイノリティの人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性のあり方について違和感をもっていても、家族や友人に言うことができず、社会的に孤立している人も見られるなど、性のあり方を理由とする偏見・差別などの様々な問題が発生しています。

生活における様々な面で多様な性のあり方を受け入れ、どんな性的指向・性自認(性同一性)の人でも暮らしやすい社会を目指すために、引き続き理解を深める人権教育・人権啓発を促進する必要があります。

(今後の取組の方向)

○性の多様性に関する正しい知識と理解の促進

性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を無くすために講演会や研修の開催、啓発資料の配布など啓発を推進します。

○学校における性の多様性に関する教育

性的少数者への理解と認識を広げるための教育・啓発の推進及び児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施並びに相談体制の充実に努めます。

8 感染症等患者の人権

(現状と課題)

エイズ患者やHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらには、新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療従事者等に係る人権問題が課題となっています。

2020(令和2)年に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、本町内でも感染者が確認された後、長期に渡って感染拡大防止策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにはワクチン接種に係る誹謗中傷や偏見、差別(コロナ・ハラスメント、ワクチン・ハラスメント)が大きな社会問題となりました。

感染症や難病に対する理解や認識が十分でないことによる偏見や差別が依然として存在しています。このため、感染症等に関する正しい知識の普及と正しい情報を提供することにより、偏見や差別の解消を図るとともに、感染症等患者に限らず、すべての患者の人権に配慮した医療行為が行われることにより、患者と医療関係者の信頼関係をいっそう深めていく必要があります。

(今後の取組の方向)

○正しい知識の普及啓発の推進

HIV感染症やハンセン病、新型コロナウイルス感染症などに対する正しい知識や認識を深め、不当な差別や偏見の解消を図るための、教育・啓発に努めます。

また、感染症等患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指して京都府、医療機関と連携していきます。

9 様々な人権問題

これまで記述した人権問題以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。それぞれが抱える課題に応じた人権教育・啓発の推進が必要です。

(1) 犯罪被害者等の人権

(現状と課題)

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後も京都府や警察をはじめ関係団体等と連携しながら被害者をサポートできる環境づくりに努める必要があります。

(今後の取組の方向)

○様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報・啓発を実施

京都府や関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図ります。

犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に対する住民の理解の促進を図ります。

(2) ホームレスの人々の人権

(現状と課題)

自立の意思がありながらやむを得ない事情によりホームレスになり、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあります、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題も起こっています。

(今後の取組の方向)

○ホームレスに関する問題解消の推進

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、京都府や関係機関、民間団体と連携・協力して自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、人権問題の正しい知識の教育・啓発に努めます。

(3) 刑を終えて出所した人等の人権

(現状と課題)

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労・住居の確保などの問題が存在しています。そのため、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、保護司等の更生保護の取組を支援するとともに、偏見や差別をなくすための啓発を推進する必要があります。

(今後の取組の方向)

○犯罪を犯した者等の再犯の防止等について、住民の関心と理解を深めるための事業を推進

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、差別や偏見をなくすための啓発の推進に努めます。

(4) アイヌの人々の人権

(現状と課題)

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどして、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいきました。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

(今後の取組の方向)

○アイヌの伝統・文化に関する知識の普及・啓発を図るための施策の推進

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるためにも、知識の普及及び啓発の推進に努めます。

(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

(現状と課題)

北朝鮮当局による拉致問題については、重大な人権侵害であり、国において拉致被害者を救出すべく様々な取組が行われています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対応は、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、その関心と認識を深めるために啓発等が必要です。

(今後の取組の方向)

○拉致問題等について、国民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていきます。

10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関する課題

(1) インターネット社会における人権の尊重

(現状と課題)

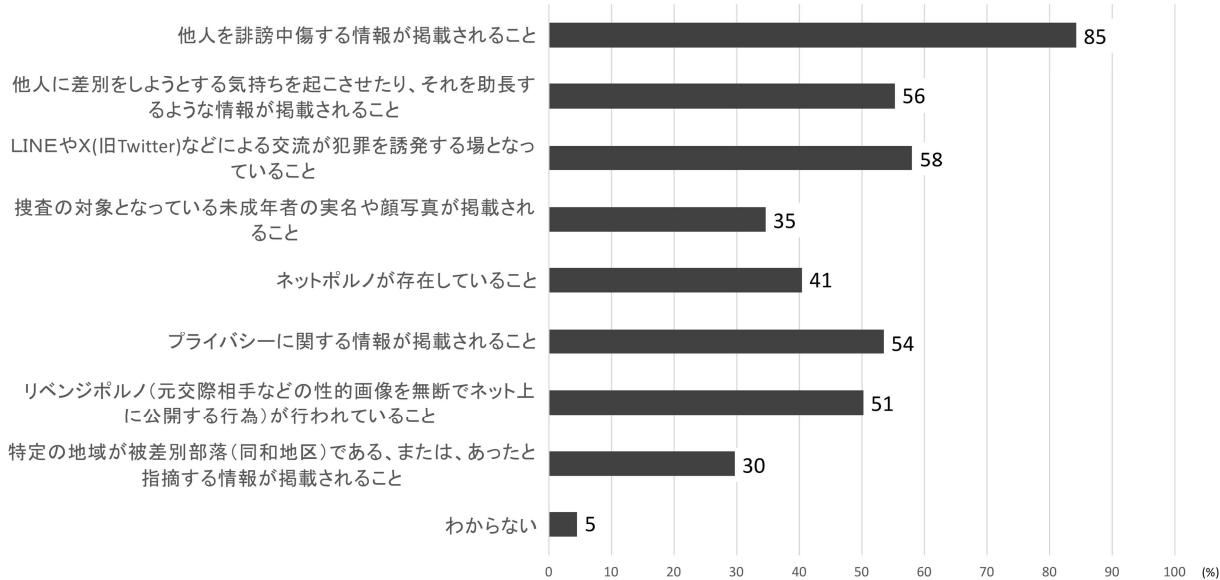
インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や、SNSなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着した便利なものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関する様々な問題が発生しています。

本町では、京都府と共に人権侵害の把握に努めていますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

今回調査では、インターネットによる人権侵害について、人権問題が起きていると思うことは、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と感じる人が85%と最も多く、次いで「LINEやX(旧Twitter)などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」が58%となっています。

【インターネットによる人権侵害について、どのような人権問題が起きていると思うか】



(今後の取組の方向)

安心してインターネットが利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)の向上を図り、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、京都府等と連携してライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

(2) 個人情報の保護

(現状と課題)

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがあります。

国では、2003年(平成15年)に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が制定され、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

本町では、住民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2001年(平成13年)に「久御山町個人情報保護条例」を制定し、本町における個人情報の取り扱いの適正化に努めてきましたところですが、2021(令和3)年に個人情報保護法が改正され、地方公共団体にも同法が直接適用されることになりました。

2011年(平成23年)から翌年にかけて、身元調査などの目的で戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生しました。個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては結婚や就職等において不利益を生じさせる重大な人権侵害です。

(今後の取組の方向)

住民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて住民等への啓発を図ります。

(3) 安心して働く職場環境の推進

(現状と課題)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。そのためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや立場の優位性を利用して、人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な待遇を行うマタニティ・ハラスメントなどが社会問題化しています。労働者は職場において差別、ハラスメント等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

(今後の取組の方向)

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、住民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するには、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

本町では、前章で掲げた様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた人権教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、下記について住民を主体として取り組み、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的な権利として理解することができる。
- ② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えることができる。
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる。

1 計画の推進

(1) 推進体制

本町における全般的な組織として設置している久御山町人権対策推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

(3) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実行性のあるものとするため、久御山町人権対策推進本部会議を適宜開催し、必要に応じて計画に基づく施策の点検・評価を行います。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) こども園

(現状と課題)

こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

こども園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で、相手を大切にする心を育むなど豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

また、全ての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

(取組の方向)

今後とも、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

また、職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

(2) 学校

(現状と課題)

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、「学習指導要領」等に基づき教育活動全体を通して人権の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や希望進路の実現に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己や他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や部落差別(同和問題)など様々な人権問題についての正しい理解や認識を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識、態度、実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫や人権教育資料、人権教育指導事例集などの有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当て、人権教育を推進しています。

(取組の方向)

「学習指導要領」や府や町の「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

また、基本的な認識に立ち、国、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権学習は、共生社会の実現や自己や他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 学校において人権教育の指導方法の改善を図るため、人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ③ 子どもたちの人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 体罰等の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止のために、人権に関わる教職員研修を推進し、知識の深化と指導力の向上に努めます。
- ⑥ 児童虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困等の問題解消に向け、まなび・生活アドバイザー やスクールカウンセラーの専門家や福祉関係機関等と連携・協働し、早期支援と解消に努めます。

(3) 地域社会

(現状と課題)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、基本的人権の尊重を基盤とした、人権に関する学習ができるよう、人権教育の推進に努めています。

地域社会には、様々な人権問題が存在しています。また、社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような中で、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育を推進することが必要になっています。

一方、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々にボランティア活動などの体験活動を人権尊重の心を培う機会として充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取組を促すことも重要と考えられます。

(取組の方向)

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じ

て、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。
- ② 学習者の意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

(現状と課題)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など豊かな人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもへの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティックバイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は複雑・多様化しており、家庭を取り巻く環境の変化を踏まえた取組を推進する必要があります。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や学習機会の提供、学習活動の支援を図りながら家庭教育を支援しています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

(取組の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が高まり、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの関係機関や地域との連携をより一層強め、相談活動の充実に努めます。

(5) 企業・職場

(現状と課題)

企業・職場は、その企業活動・営業活動等を通じて、住民生活に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが求められており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識の更なる高揚を図るための取組が必要です。

さらに、近年、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、企業活動において発生する様々な人権問題が社会の注目を集め、こうした人権問題への対応は、時として企業の価値に大きく関わることもあります。2020(令和2)年10月には「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されるなど企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。

(取組の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの労働環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

また、「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を踏まえ、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、人権に配慮した企業活動など企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう支援に努めます。

3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、町職員、教職員・社会教育関係職員、保健福祉関係者、医療関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 町職員

(現状と課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。人権に関する様々な課題をより広く、かつ深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

町職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を実施しています。

(取組の方向)

町職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権認識の醸成を目指すための研修を進めるとともに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係職員

(現状と課題)

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。こうしたことから、府や関係機関と連携し、研修の機会を設けることにより、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

一方、社会教育においては、社会教育関係職員が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形での研修会を通じて、地域社会において人権教育を積極的に推進していく指導者としての養成、資質の向上を図っています。

社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員が適切に対応できるように、研修を深めることが必要となっています。

(取組の方向)

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰等の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止、偏見や差別等による生きづらさの解消のため研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような研修の機会の充実を図っていきます。加えて、まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの専門家や福祉関係機関等との協働等による教職員等の資質向上に努めます。

社会教育関係職員については、地域社会における人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(3) 保健福祉関係者

(現状と課題)

住民にとって最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、研修や講演会など人権意識の高揚を図る取組を行っています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」へサービスを提供することが基本であることから、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

(取組の方向)

保健福祉関係団体等の保健福祉関係者への人権教育・啓発の充実を支援するなど、保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めます。

(4) 医療関係者

(現状と課題)

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント(説明と同意)の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療提供が求められています。

(今後の取組の方向)

患者が安心して医療を受け、健康な生活を営むことができるよう、インフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

(5) メディア関係者

(現状と課題)

メディアは住民生活と密接に関わることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。しかしその一方では、誤った報道等がされた場合は影響力が大きいため、人権や権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが求められます。

(取組の方向)

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

4 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、様々な研修機会などを通して、指導者を養成するための取組に努めるとともに、住民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

5 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫に努めます。

6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々や様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、粘り強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報誌、新聞等のメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間(5月1~7日)や人権強調月間(8月)、人権週間(12月4~10日)に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

資料

人権教育・啓発推進計画に関する調査結果

36

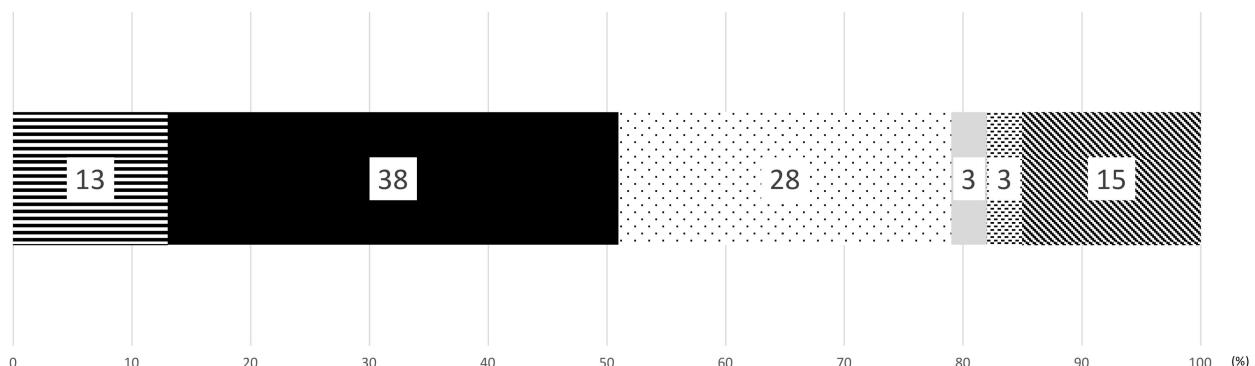
人権教育・啓発推進計画に関する調査結果

人権に関する考え方や認識について

【住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっていると思いますか？】

・10年前と比べて高くなっていると思っている人は51%。

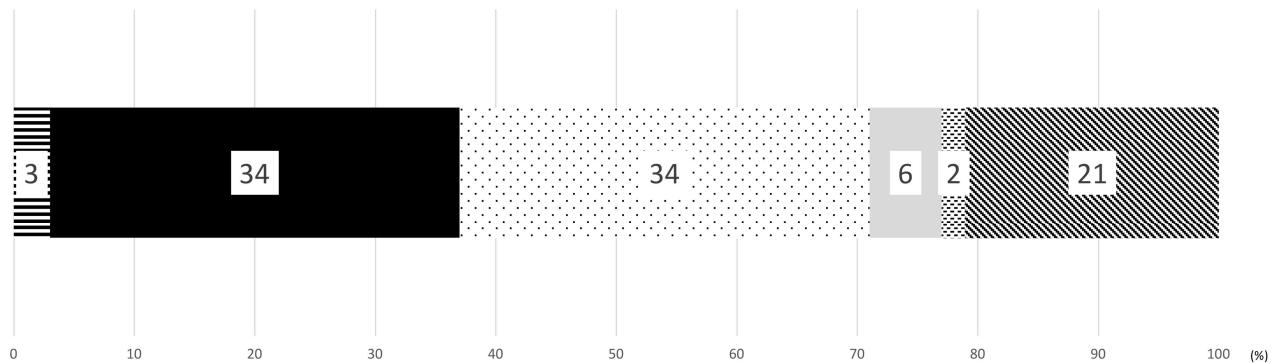
■ 1. そう思う ■ 2. どちらかと言えばそう思う .. 3. どちらとも言えない ■ 4. どちらかと言えばそう思わない ≈ 5. そう思わない ≈ 6. わからない



【久御山町は、人権が尊重された豊かな社会になっていると思いますか？】

・人権が尊重された豊かな社会になっていると思っている人は37%。

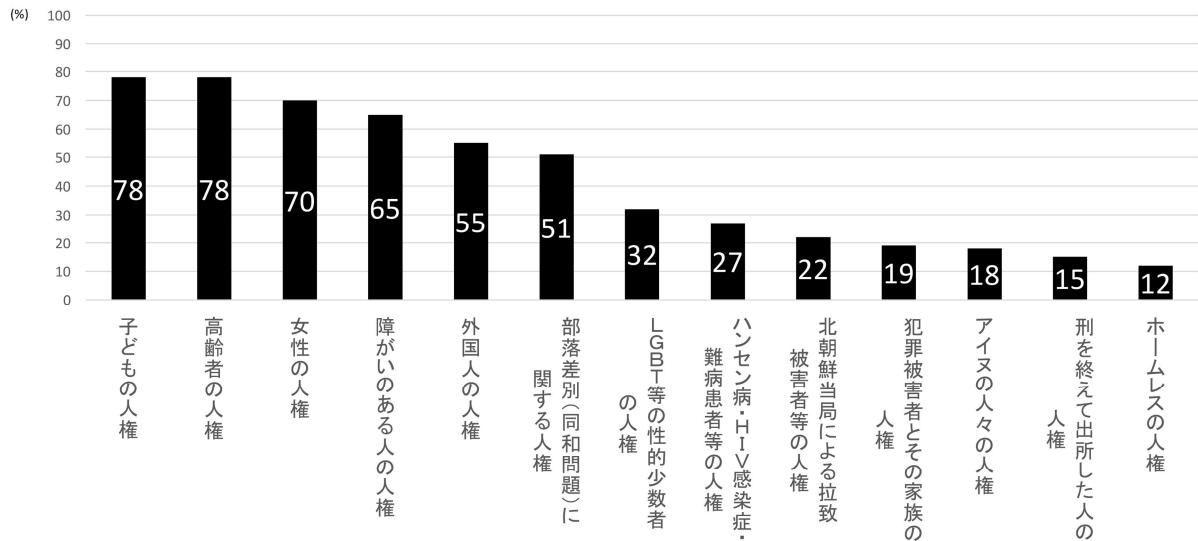
■ 1. そう思う ■ 2. どちらかと言えばそう思う .. 3. どちらとも言えない ■ 4. どちらかと言えばそう思わない ≈ 5. そう思わない ≈ 6. わからない



人権に関する認識について

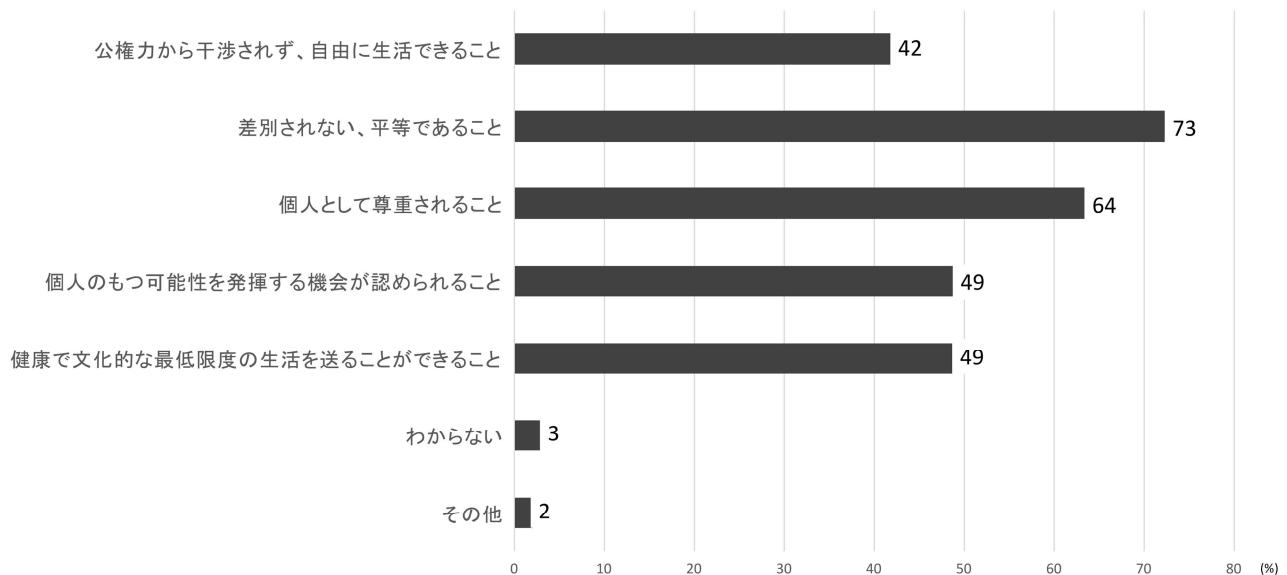
【あなたは、それぞれの人権が尊重されていると思いますか？】

- ・最も尊重されていると感じる人権課題は「子どもの人権」、「高齢者の人権」（それぞれ78%）。
- ・次点は、「女性の人権」（70%）、「障がいのある人の人権」（65%）が多い。



【「人権が尊重されている」とはどういうことだと思いますか？】<複数回答>

- ・「差別されない、平等であること」（73%）が最も多い。



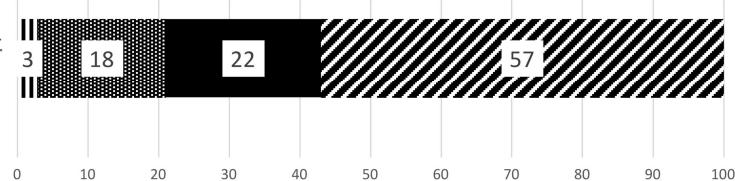
障害者差別解消法の認知度

【障害者差別解消法を知っていますか？】

- ・全体の約5人に1人が、「障害者差別解消法」を知っている(21%)。

■ 1. 内容をよく知っている ■ 2. 内容を少し知っている ■ 3. 名称は知っている ■ 4. 知らない

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)



【障害のある人の人権に関するそれぞれの意見についてどのように思いますか？】

- ・「補助犬を連れていることを理由に、入店を断られることは問題である」と感じる人は90%。
- ・「精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」と感じる人は66%。
- ・「企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくて仕方がない」と感じる人は32%。

■ 1. そう思う ■ 2. どちらかと言えばそう思う ■ 3. あまりそう思わない ■ 4. そう思わない

補助犬を連れていることを理由に、入店を断られることは問題である



精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる



企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくて仕方がない



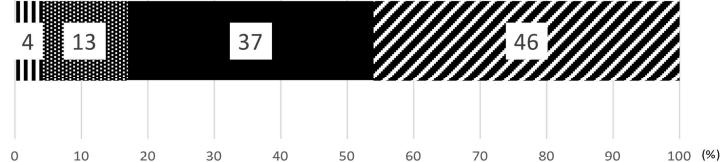
ヘイトスピーチ解消法の認知度

【ヘイトスピーチ解消法を知っていますか？】

・全体の約6人に1人が、「ヘイトスピーチ解消法」を知っている(17%)。

■ 1. 内容をよく知っている ■ 2. 内容を少し知っている ■ 3. 名称は知っている ■ 4. 知らない

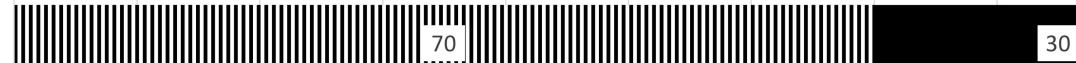
ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)



【ヘイトスピーチの存在を知っていますか？】

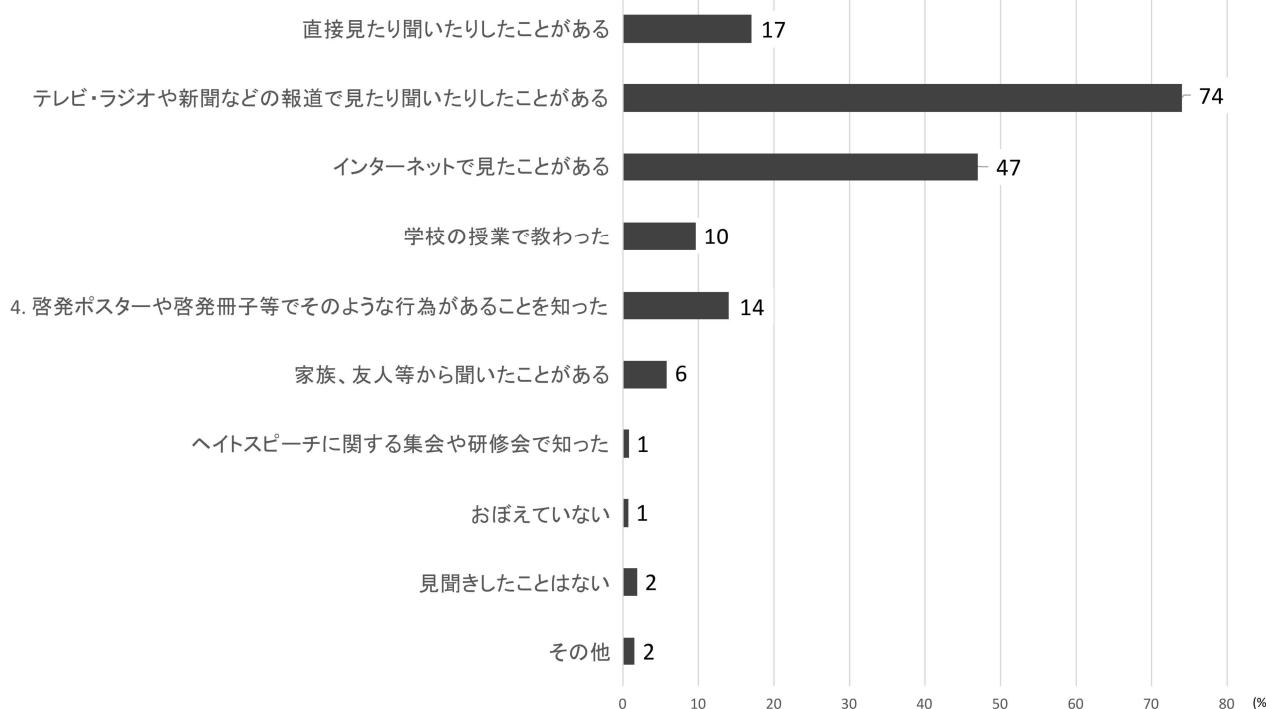
・全体の70%の人が、「ヘイトスピーチ解消法」を知っている。

■ 知っている ■ 知らない



【ヘイトスピーチをどこで見聞きしましたか？】<複数回答>

・「テレビ・ラジオや新聞などの報道」で見聞きした人が最も多い(74%)。



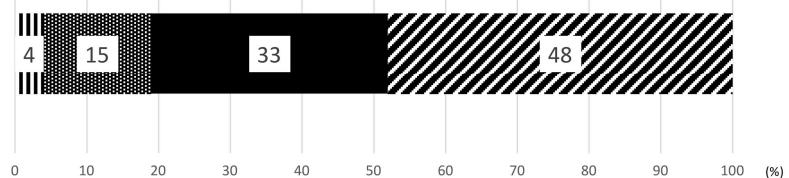
部落差別解消法の認知度

【部落差別解消法を知っていますか？】

- ・全体の約5人に1人が、「部落差別解消法」を知っている(19%)。

■ 1. 内容をよく知っている ■ 2. 内容を少し知っている ■ 3. 名称は知っている ■ 4. 知らない

部落差別解消法(部落差別の解消の推進に関する法律)



【被差別部落(同和地区)や部落差別(同和問題)について初めて知ったきっかけは何からですか？】

- ・「学校の授業で教わった」が最も多く(36.5%)、次いで「家族から聞いた」が多い(30.7%)。

家族(祖父母、父母、きょうだい等)から聞いた 30.7

親戚の人から聞いた 0.4

近所の人から聞いた 0.4

職場の人から聞いた 2.9

友人から聞いた 3.7

学校の授業で教わった 36.5

インターネットで知った 2.5

テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った 6.2

久御山町や京都府の広報誌や冊子等で知った 0.4

部落差別(同和問題)に関する集会や研修会で知った 2.1

被差別部落(同和地区)や部落差別(同和問題)について、知らない 3.3

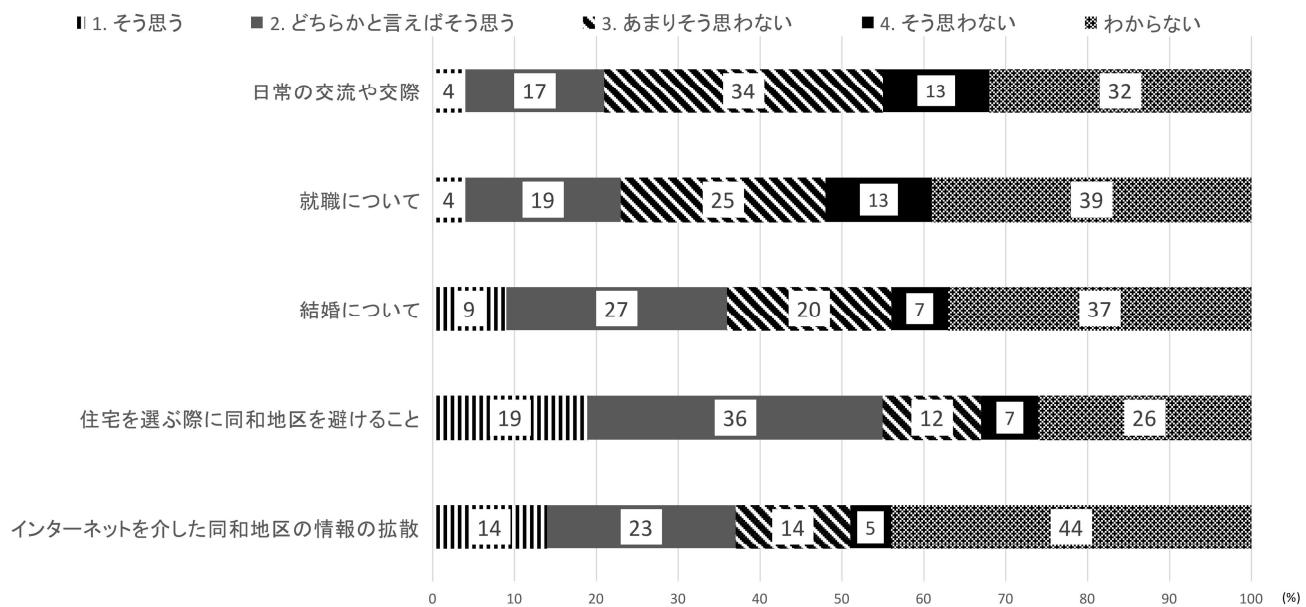
被差別部落(同和地区)や部落差別(同和問題)について、知っているが、きっかけは覚えていない 8.0

その他 2.9

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0 (%)

【被差別部落(同和地区)の人びとに対する差別は、現在もあると思いますか？】

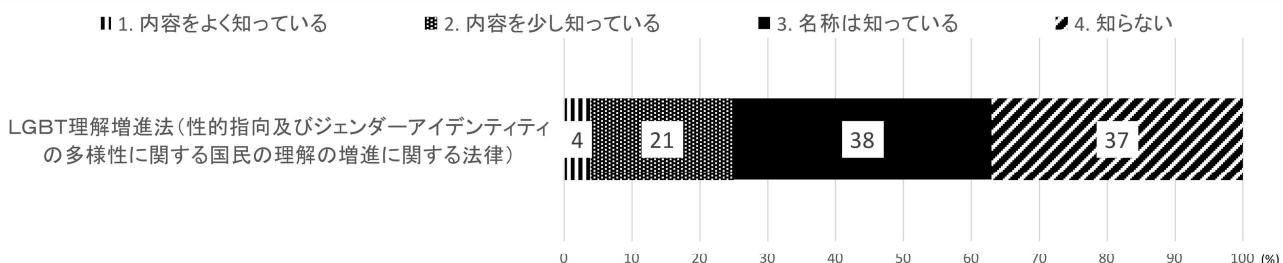
・差別があると答えた人は、「日常の交流や交際」で21%、「就職について」で23%、「結婚について」で36%、「住宅を選ぶ際に同和地区を避けること」で55%、「インターネットを介した同和地区の情報の拡散」で37%。



LGBTQ理解推進法の認知度

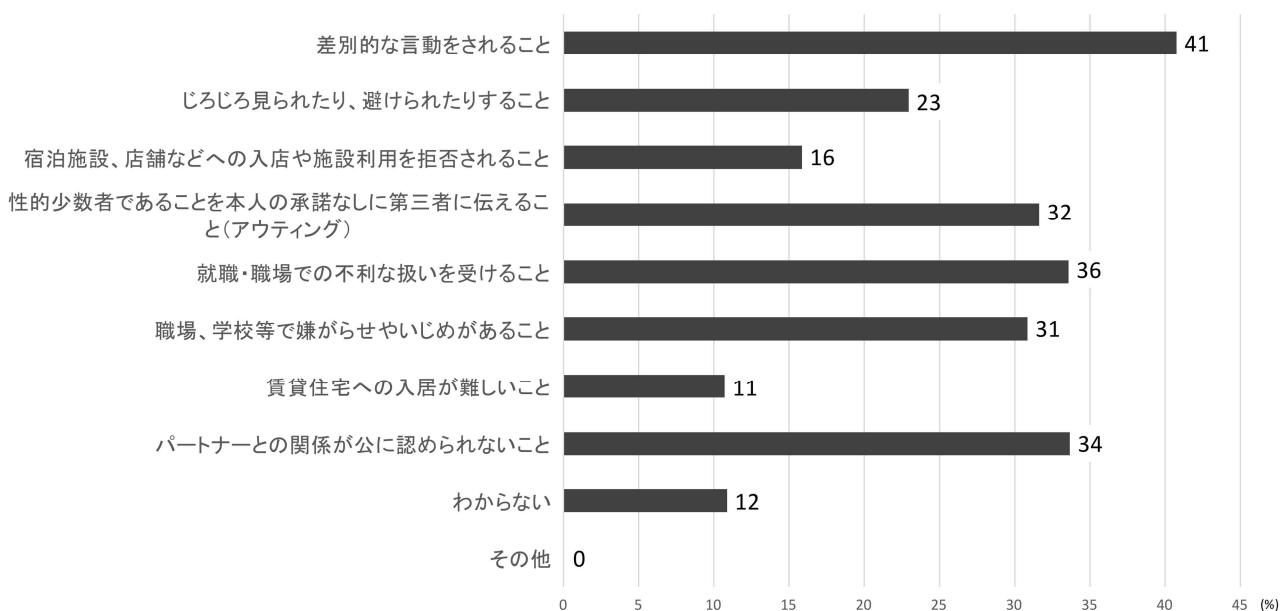
【LGBTQ理解推進法を知っていますか？】

- ・全体の約4人に1人が、「LGBTQ理解推進法」を知っている(25%)。



【LGBTQ等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか？】<複数回答>

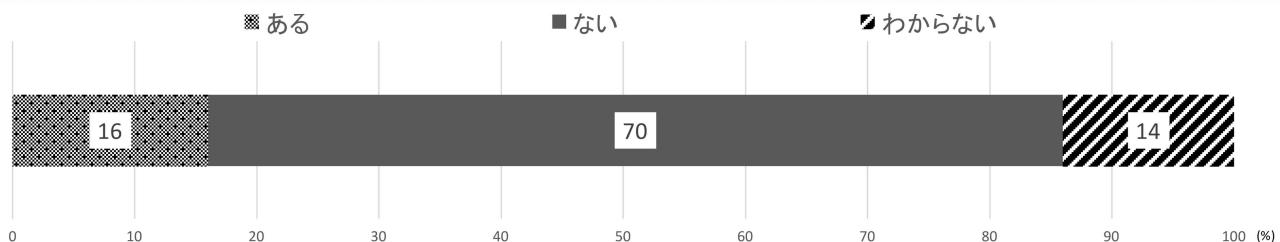
- ・「差別的な言動をされること」が最も多く(41%)、次いで「就職・職場での不利な扱いを受けること」が多い(36%)。



人権侵害された経験

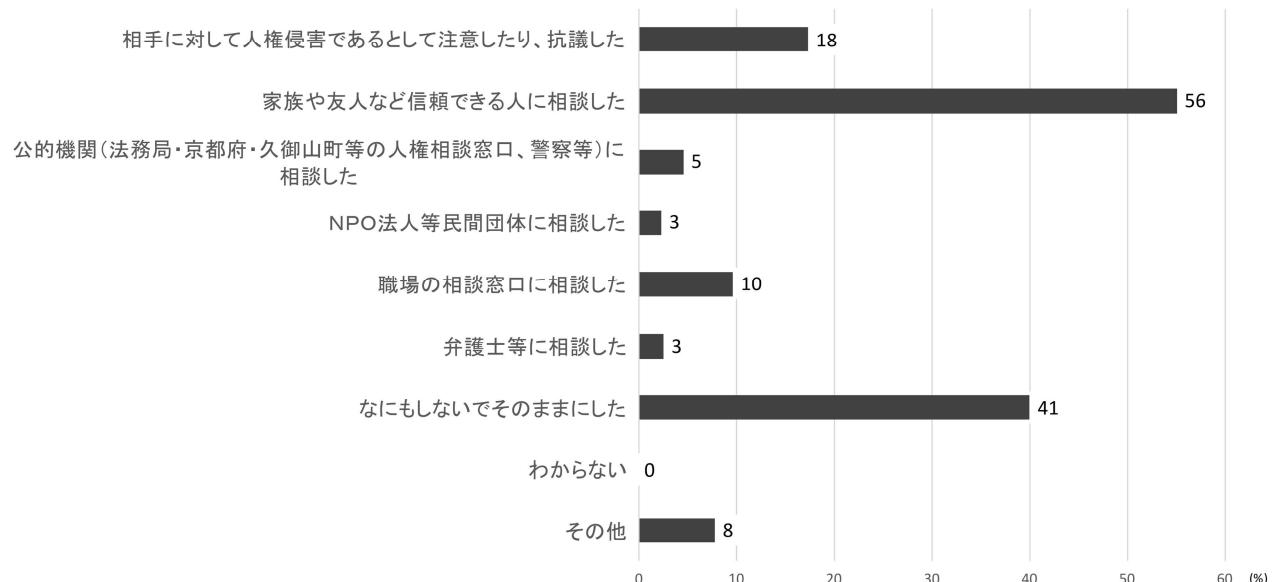
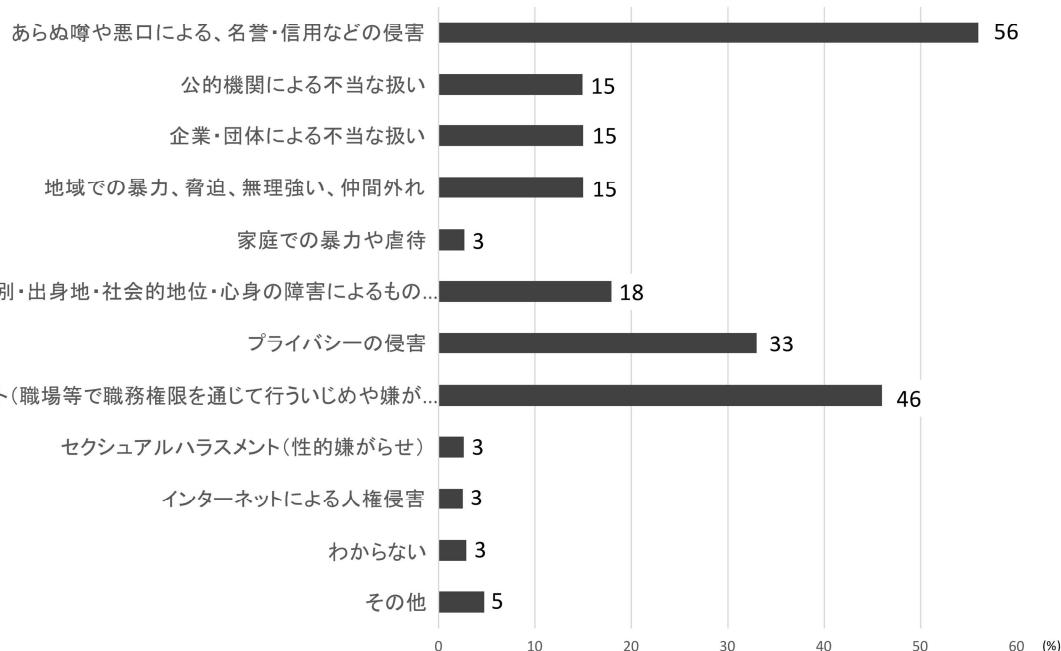
【過去5年間に人権を侵害されたと感じたことがありますか？】

- ・過去5年間に人権を侵害されたと感じたことがある人は16%。



【どのような人権侵害でしたか？その際、どう対応されましたか？】<複数回答>

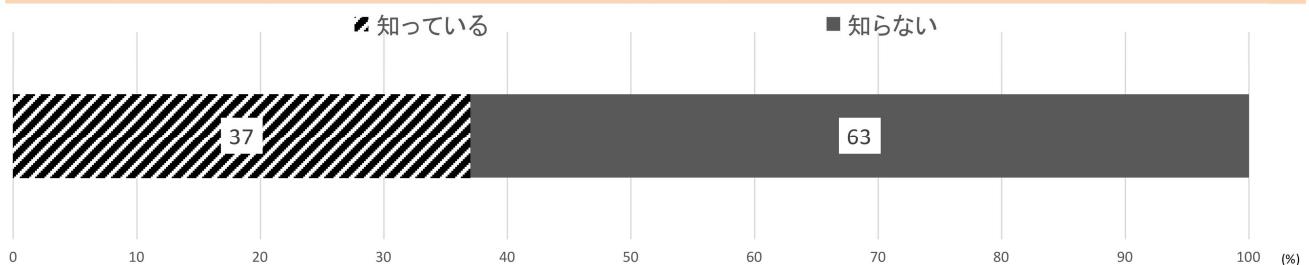
- ・「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」(56%)が最も多く、次いで「パワーハラスメント」(46%)が多い。
- ・侵害を受けたと感じた際の対応として、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が最多多い(56%)。



人権相談窓口の認知度

【人権相談窓口を知っていますか？】

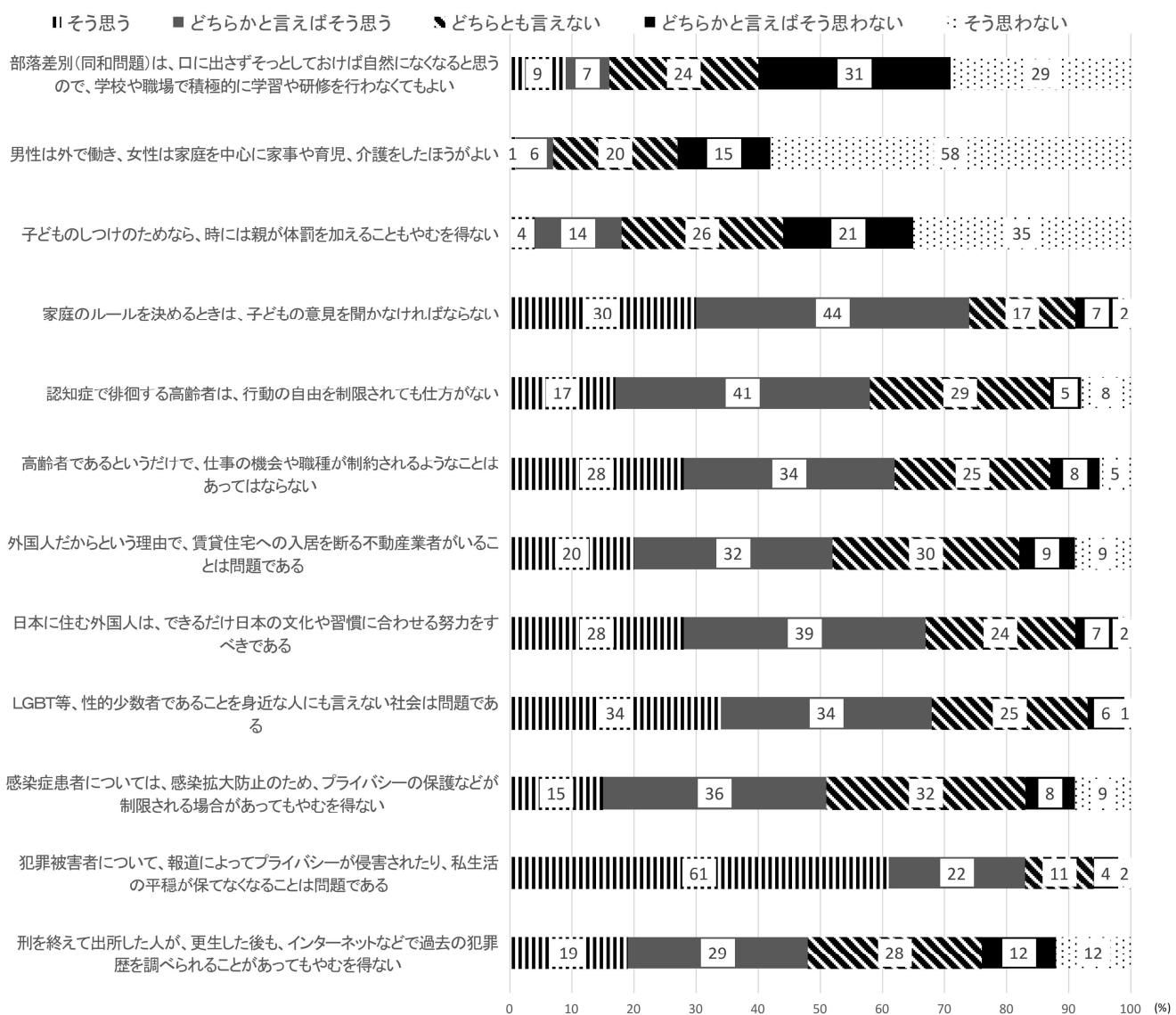
・全体の37%の人が、「人権相談窓口」の存在を知っている。



身近な人権問題に関する考え方

【身近な人権問題についてどう思いますか？】

- 「部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」と感じる人は16%。
- 「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事や育児、介護をしたほうがよい」と感じる人は7%。
- 「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることもやむを得ない」と感じる人は18%。
- 「家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない」と感じる人は74%。
- 「認知症で徘徊する高齢者は、行動の自由を制限されても仕方がない」と感じる人は58%。
- 「高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならない」と感じる人は62%。
- 「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である」と感じる人は52%。
- 「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」と感じる人は67%。
- 「LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である」と感じる人は68%。
- 「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」と感じる人は51%。
- 「犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である」と感じる人は83%。
- 「刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない」と感じる人は48%。

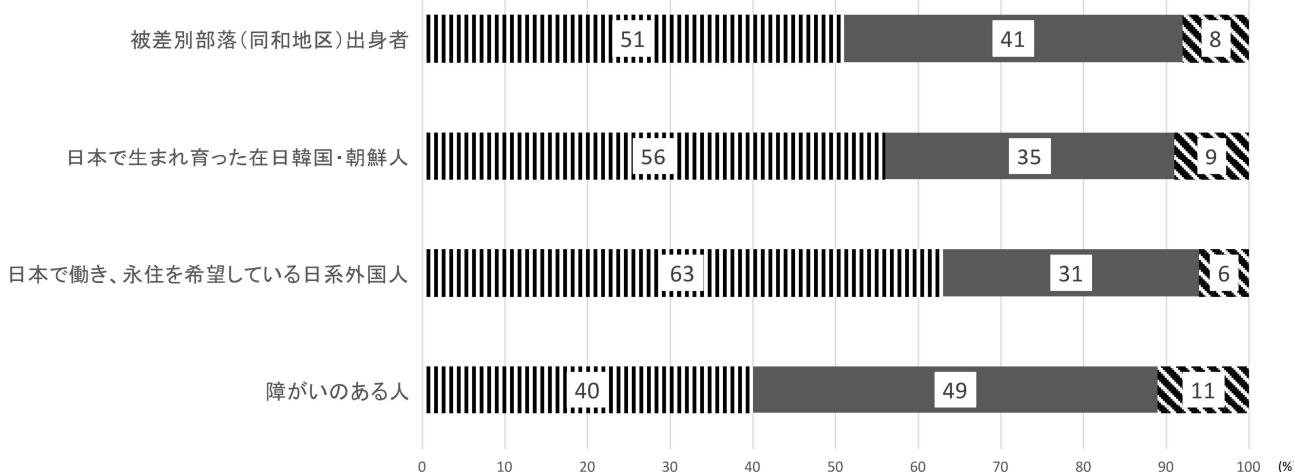


子どもがいた場合に、子どもの結婚相手で判断する条件

【結婚相手の判断条件についてどう思いますか？】

- ・”子どもの意思を尊重し問題にしない”との回答は、「日本で働き、永住を希望している日系外国人」で63%、「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」で56%、「被差別部落(同和地区)出身者」で51%、「障がいのある人」で40%。

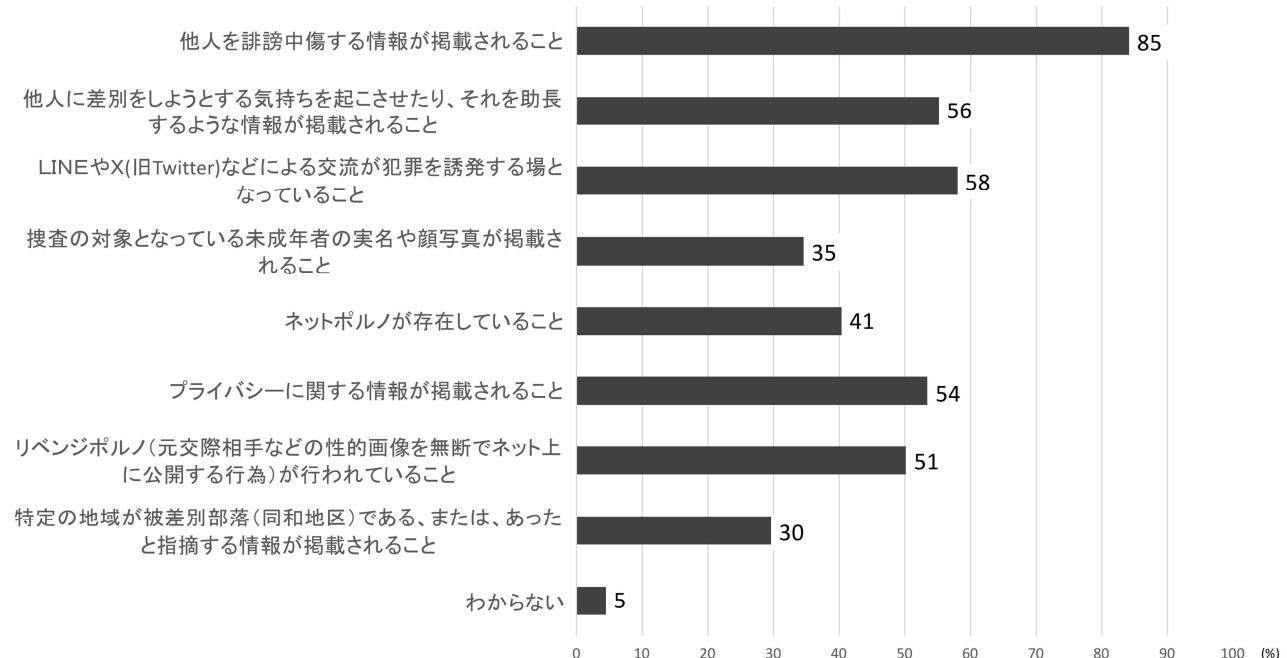
■ 子どもの意思を尊重し問題にしない ■ 親としては反対だが、子どもの意思を尊重する ■ 絶対に結婚は認めない



現在起きているインターネットによる人権侵害<く複数回答>

【インターネットによる人権侵害について、どのような人権問題が起きていると思いますか？】

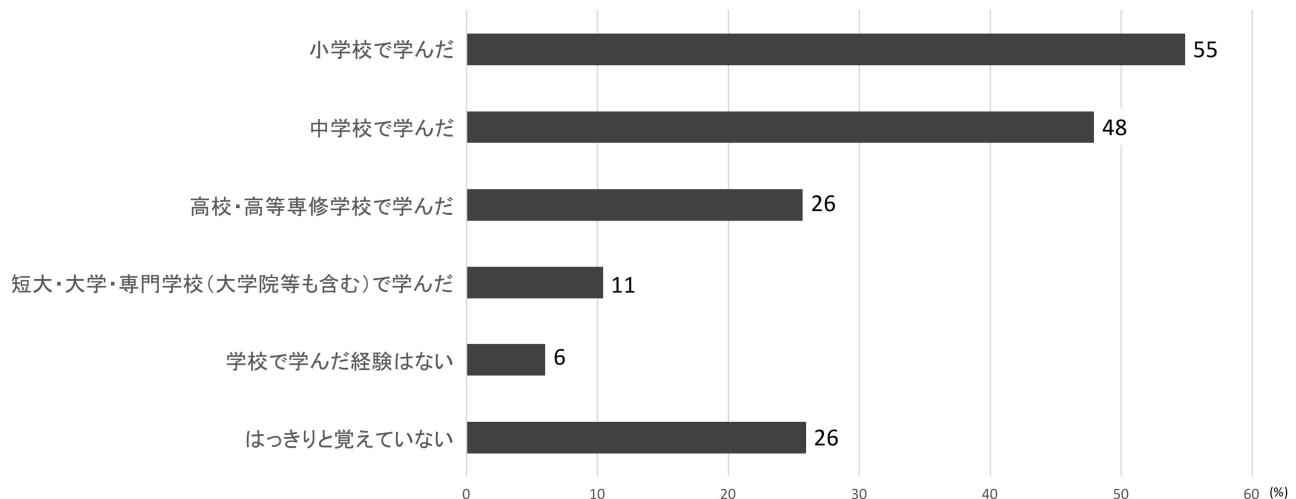
- ・「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が最も多い(85%)。
・次いで「LINEやX(旧Twitter)などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(58%)、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」(56%)。



人権問題について、学校の授業で学んだ経験＜複数回答＞

【人権問題について、学校の授業等で学んだことはありますか？】

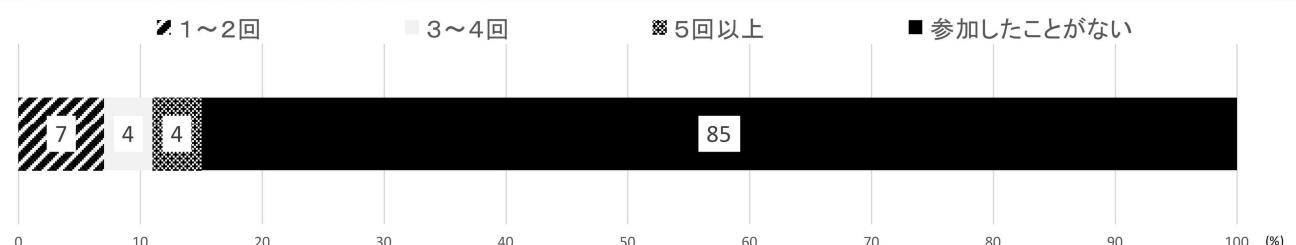
・「小学校で学んだ」が最も多く(55%)、次いで「中学校で学んだ」が多い(48%)。



人権研修会等への参加状況(過去5年間)

【過去5年間に、人権研修会等に参加したことはありますか？】

・全体の15%の人が参加したことがある。



【参加して人権問題に対する理解・認識は深まりましたか？】

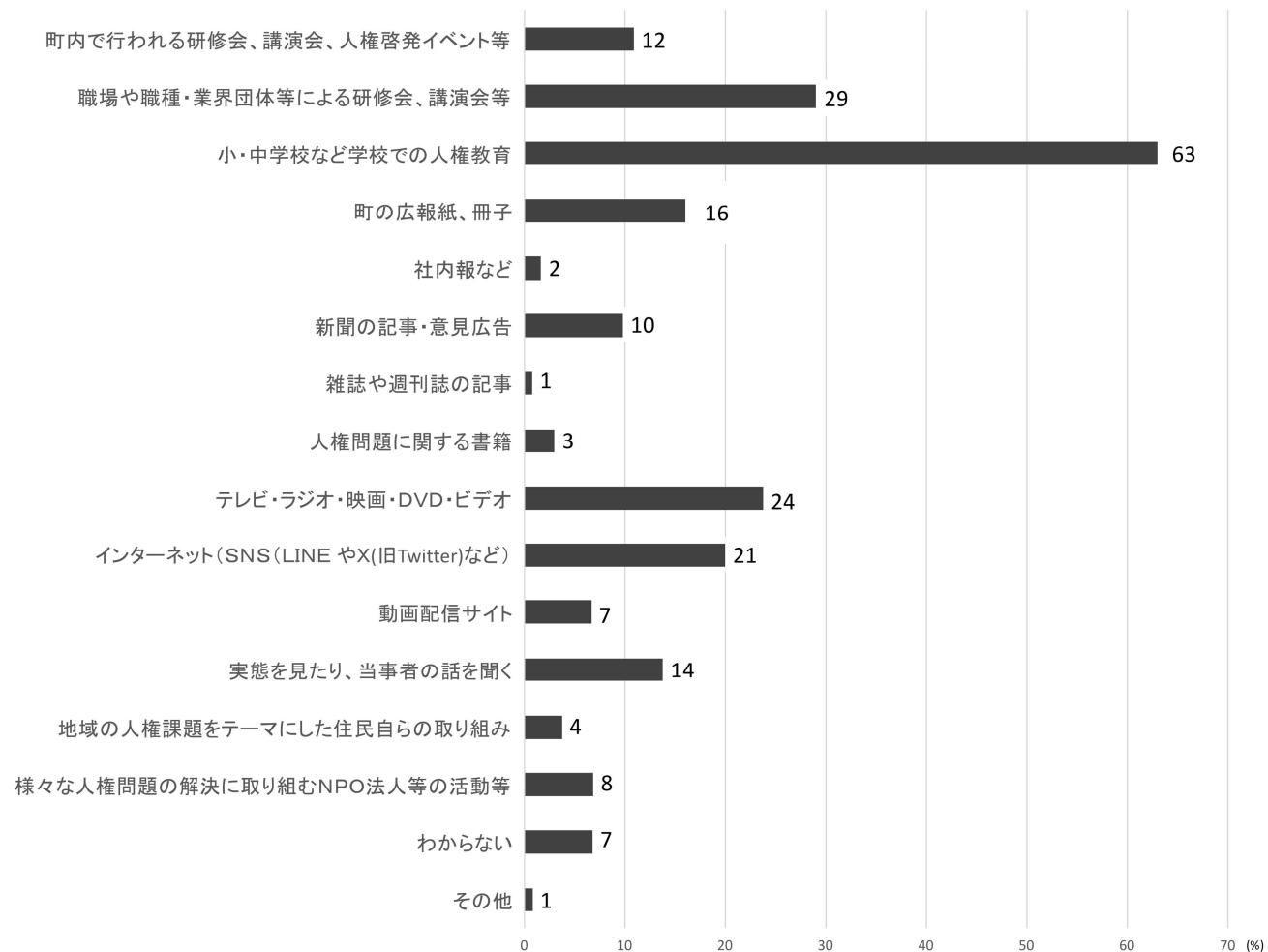
・参加したことがある人の大半は、深まったと回答。



人権問題の理解・認識を深めるための効果的な取組く複数回答>

【人権問題の理解・認識を深めるために、どういうものが役立つと思いますか？】

- ・「小・中学校など学校での人権教育」が最も多い(63%)。



人権が尊重される社会を実現するために実施する必要がある施策＜複数回答＞

【人権が尊重される社会を実現するために、どのような施策を実施する必要があると思いますか？】

・「学校等における人権教育を充実させる」が最も多い(75%)。

・次点は「人権侵害に対する相談体制を充実させる」(29%)、「家庭での人権教育(保護者向けの人権教育など)を支援する」(27%)。

